様式 No. 6

港　湾　調　査

指定統計第6号　㊙

運　輸　省

調査期日　甲種港湾毎月末、乙種港湾毎年末

この調査は、指定統計として、統計法(昭和22年法律第18号)及び港湾調査規則(昭和26年運輸省令第13号改正)に基いて行う港湾調査の一部で、港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理の上に極めて重要な資料となるものであります。

この調査の結果、知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、絶対に他に漏れることはなく、又この調査票は、他の目的には絶対に使用されないよう規定されていますから、申告者は、事実ありのままを期日までに申告して下さい。

提出期日　甲種港湾翌月10日まで、乙種港湾翌年1月31日まで。

※印の欄は、申告者は記入しないで下さい。

本船荷役調査票

昭和　年　月分

※調査港湾	甲種 乙種　港	申告者	事業所名	
※調査票番号			所在地	
※調査員の検印			氏名	㊞

1. 本調査票は、入港船のうち荷役をした100総トン以上の汽船(鎮船)のみにつき荷役状況を調査するものです。
2. 荷役船の欄には、荷役をした100総トン以上の汽船(鎮船)のみを摘出記入して下さい。
3. 接岸荷役とは、本船(100総トン以上の鎮船)を、けい船岸にけい留して荷役をした場合を総称します。従つて、けい船岸にけい留して、はしけ取をした場合も含みます。
4. 口数は、荷役時における建ヘツチの延口数を記入して下さい。
5. 労務者数は、各ヘツチの荷役に要した労務者の延人員を記入して下さい。
6. 品種は、主な取扱貨物の品種を記入して下さい。
7. 接岸荷役の経岸貨物とは、本船を接岸し、直接けい船岸に積揚した貨物で、はしけ取貨物とは本船を接岸し、はしけに積揚した貨物です。

荷役の種類	泊地名称	荷役船 隻数	荷役船 重量トン数	はしけ取貨物 積(1000トン)	はしけ取貨物 揚(1000トン)	はしけ取貨物 計(1000トン)	品種	口数	労務者数
沖荷役	びよう地								
	けい船浮標								
	合計								

荷役の種類	けい船岸名称	荷役船 隻数	荷役船 重量トン数	経岸貨物 積(1000トン)	経岸貨物 揚(1000トン)	経岸貨物 計(1000トン)	はしけ取貨物 積(1000トン)	はしけ取貨物 揚(1000トン)	はしけ取貨物 計(1000トン)	品種	口数	労務者数
接岸荷役												
	合計											

SAMPLE